

バス停のネーミングライツ実施について

1. ネーミングライツとは

公共施設や歩道橋、スタジアム等に企業等の名称を付与する権利（命名権）及びこれに付帯する諸権利等をいう。

木津川市では、平成27年1月1日から水道施設である木津南配水池にネーミングライツを実施し、新名称《愛称》を付与している。

【タッタタワー 木津川市】

2. 目的

（1）新たな運行財源の確保

バス停のネーミングライツを市内企業・事業所に募集し、広告掲載料を支払ってもらうことにより、新たな運行財源を確保する。

（2）利用者の利便性向上

身近な企業等の名称が使用されることにより、バス停位置が把握しやすくなるとともに、コミバスへの愛着が深まる。

（3）応募企業への効果

応募企業等の宣伝や名称の周知につながり、地域社会貢献によるイメージアップを図ることができる。

市民（利用者）、企業、市（行政）の間でそれぞれメリットがあり、WIN-WINの関係構築が可能。また、バス停の変更費用等は広告掲載料で賄うため、新たな支出を必要としない。

3. 事業概要について

（1）バス停のネーミングライツ

バス停のネーミングライツを募集し、バス停副名称として企業名等を掲載。

(2) ネーミングライツに係る付随内容

①印刷物への掲示

バス時刻表、HP掲載、公共交通だよりにおける周知。

②車内アナウンスの実施

奈良交通(株)が運行するきのつバス、かもバス当尾線の車内アナウンスを追加。

③公共交通だよりへ企業広告を掲載

年1回程度、公共交通だよりへ企業情報等を掲載。

4. バス停名の条件

(1) 応募対象

希望するバス停に近接している企業、事業所を応募対象とする。

(個人は応募対象外)

(2) バス停掲載文字数

バス停に掲載する文字数は、12文字以内を目安とする。

5. 掲載期間

掲載開始月から3年間

6. 掲載料

・きのつバス・かもバス当尾線

1カ所 バス停2基以上ある場合 120,000円/年

1カ所 バス停1基の場合 100,000円/年

・その他路線

1カ所 バス停2基の場合 60,000円/年

1カ所 バス停1基の場合 40,000円/年

※奈良交通(株)が運行する路線は、毎日運行であり、車内アナウンスも実施されているため、その他路線より高く設定。また、バス停箇所のバス停数により掲載料を区別。

※同一のバス停に複数の申込みがあった場合は、入札により優先順位を決定。入札実施時は、応札額を掲載料とする。

7. ネーミングライツ実施団体

大和市（神奈川県）、富士宮市（静岡県）、加古川市（兵庫県）、須恵町（福岡県糟屋郡）、小松市（石川県）など

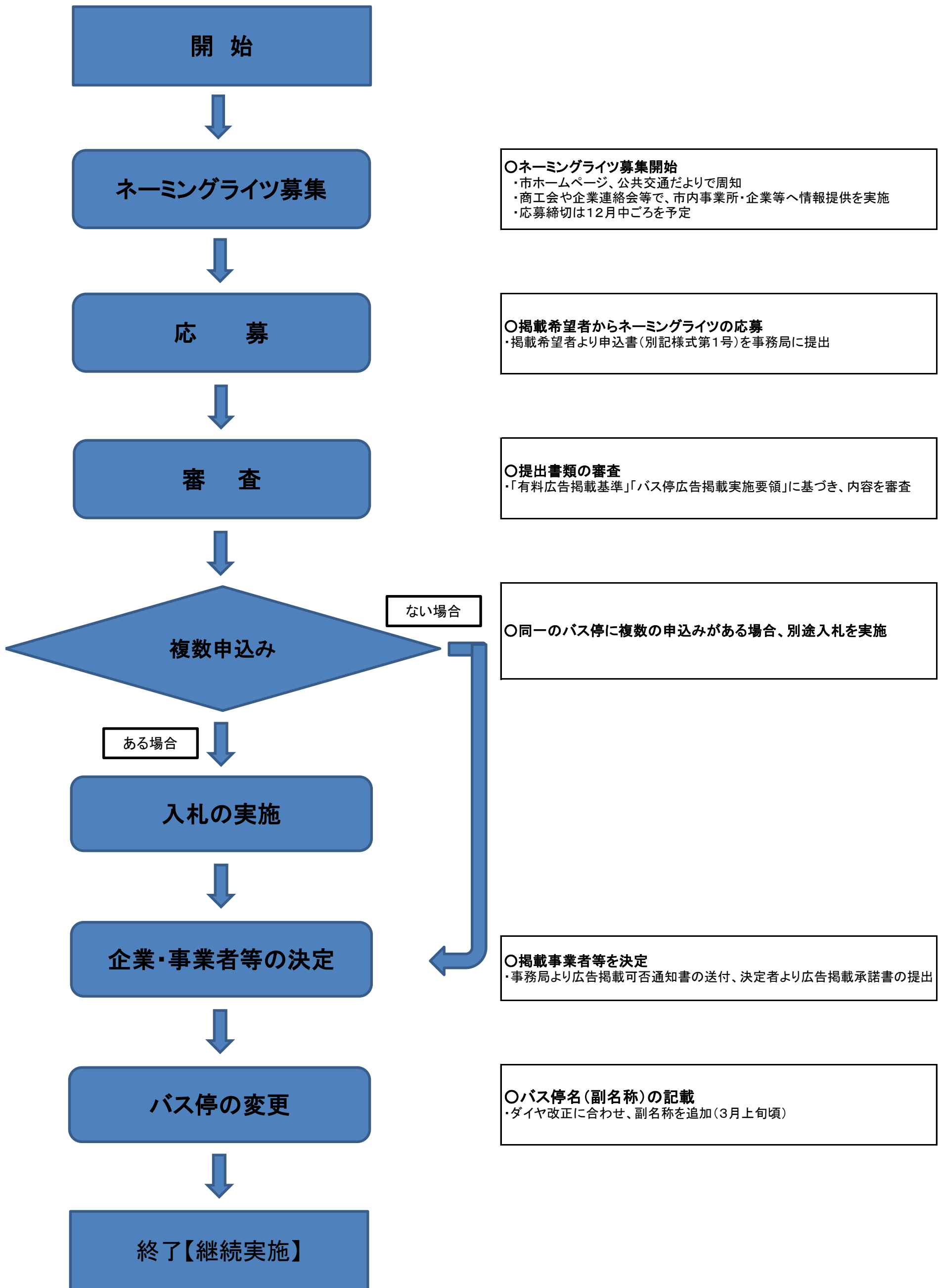
【各市町村の実施内容については、「他市町村 ネーミングライツ実施状況」を参照】

8. 備考

広く応募を募るため、公共施設を除外することなく、現在までの表記を「本名称」、ネーミングライツの表記を「副名称」とし、副名称は括弧書きで表示する。

【掲載のイメージ参照】

以 上



木津川市コミュニティバスのバス停広告掲載実施要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、木津川市地域公共交通総合連携協議会有料広告掲載基準（以下「有料広告掲載基準」という。）第5条の規定に基づき、木津川市コミュニティバスのバス停への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告を掲載することのできる業種及び事業者の範囲）

第2条 バス停に広告を掲載することができる業種及び事業者は、次に掲げる要件に適合しなければならない。

- （1）有料広告掲載基準に適合すること
- （2）木津川市税等を滞納していないこと

（広告の種類）

第3条 広告の種類は、バス停副名称の命名権とする。

（広告の規格等）

第4条 前条に規定する広告の規格、掲載期間及び掲載料は、別表に定める。

（広告掲載の募集）

第5条 広告掲載の募集は、木津川市ホームページ及びその他の方法で行うものとする。

2 募集の開始日及び終了日は、会長が別に定める。

（広告掲載の申込み等）

第6条 広告掲載希望者は、木津川市コミュニティバスのバス停広告掲載申込書（別記様式第1号）に所定の事項を記入し、会長に申し込むものとする。

2 会長は、必要に応じて、申込みを行った広告掲載希望者に、第2条の規定に適合していることを証明する資料の提出を求めることができる。

（広告掲載の決定）

第7条 会長は、前条による申込みがあった場合は、木津川市地域公共交通

総合連携協議会（以下「協議会」という）にて内容を審査し、当該広告掲載の可否について決定するものとする。

- 2 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者にバス停広告掲載可否通知書（別記様式第2号）により通知する。
- 3 一つのバス停に複数の広告掲載の申込みがあった場合には、別途入札を行い、優先順位を定めるものとする。

（広告掲載内容の承諾）

第8条 広告掲載決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、バス停広告掲載承諾書（別記様式第3号）を会長が指定する期日までに提出するものとする。

（広告掲載料の支払い）

第9条 広告主は、広告掲載料を会長の指定する期日までに、一括して当該年度分を前納するものとする。なお、前納に係る経費は、広告主の負担とする。

（広告原稿の作成及び提出）

- 第10条 広告主は、自己の責任及び負担で広告原稿を作成するものとする。
- 2 広告主は、作成した広告原稿を、協議会の指定した期日までに協議会事務局へ提出しなければならない。

（広告主の責務）

- 第11条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを会長に対して保証するものとする。
 - 3 広告主は、広告の掲載により協議会及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

（広告内容等の変更）

第12条 会長は、広告の内容が各種法令及びこの要領に違反していると判断したときは、広告主に対して広告内容等の修正を求めることができる。

2 広告主は、会長の求めに応じて、自己の責任及び負担で広告の内容等の変更を行うものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を要することなく広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 協議会が指定する期日までにバス停広告掲載承諾書の提出がないとき。
- (2) 協議会が指定する期日までに、広告掲載料の納付がないとき。
- (3) 協議会が指定する期日までに、広告原稿の提出がないとき。
- (4) 前条の規定による広告の内容等の変更を広告主が行わないとき。
- (5) その他広告の掲載が適切でないと判断したとき。
- (6) 協議会の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により、バス停への広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとする場合は、書面により会長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第15条 広告主の責に帰すべき理由により第13条の規定に基づいて広告掲載の決定を取り消したとき若しくは広告掲載を停止したとき又は前条の規定により広告掲載を取り下げたときは、納付済みの広告掲載料を返還しない。

2 広告主の責に帰さない理由により、協議会が広告を掲載できなかったときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還する。ただし、会長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

第16条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

広告の種類	規格	路線	掲載期間	バス停数	掲載料
バス停副 名称の命 名権	希望するバス停に近接している事業所、店舗等の名称を既存バス停名（本名称）の横に括弧書きで記載。（バス停表示板、時刻表等バス停名が表示されるものに掲載。）	きのつバス （木-1、木-2、木-3） かもバス （当尾線）	3年間	1カ所2基 以上の場合	年間 120,000円 ただし、入札の場合は最も高い応札額
				1カ所1基 の場合	年間 100,000円 ただし、入札の場合は最も高い応札額
		かもバス （奥畑線、加茂通学線、山田線、観音寺線、南加茂台線、大畑線、銭司線、西線） やましろバス （山城線、神童子線）		1カ所2基 以上の場合	年間 60,000円 ただし、入札の場合は最も高い応札額
				1カ所1基 の場合	年間 40,000円 ただし、入札の場合は最も高い応札額

別記様式第1号(6条関係)

木津川市コミュニティバスのバス停広告掲載申込書

年 月 日

木津川市地域公共交通総合連携協議会会長 宛て

木津川市コミュニティバスのバス停広告掲載実施要領第6条の規定に基づき、木津川市地域公共交通総合連携協議会有料広告掲載要綱及び同基準を遵守し、以下のとおり申し込みます。

また、申込みにあたっては、木津川市地域公共交通総合連携協議会が木津川市税の納付状況調査を行うことを同意します。

バス停広告掲載希望者	住所（所在地）		
	ふりがな 事業者等名		
	ふりがな 代表者役職名・氏名	⑩	
	連絡先	T E L	
		F A X	
Eメール			
ふりがな 担当者氏名			
掲載希望バス停	<input type="checkbox"/> 路線名 <input type="checkbox"/> バス停名		
希望するバス停名称			
法人等の概要	※会社案内、パンフレット等業種や業務内容がわかるものを添付してください。		

年 月 日

様

木津川市地域公共交通総合連携協議会会長



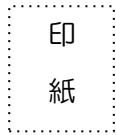
木津川市コミュニティバスのバス停広告掲載可否通知書

年 月 日付けで申し込みのありました木津川市コミュニティバスのバス停への広告掲載について、次のとおり決定しましたので、木津川市コミュニティバスのバス停広告掲載実施要領第7条第2項の規定により通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します <input type="checkbox"/> 掲載しません
広告掲載料金	円
掲載しない理由	
その他	
担当(連絡先)	木津川市地域公共交通総合連携協議会事務局(木津川市 課 係) (Tel : 0774-72-0501 Fax : 0774-75-2700) 〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9 (http://www.city.kizugawa.lg.jp/)

※別紙「バス停広告掲載承諾書」の内容を確認いただき、記載内容について承諾いただければ、会社印及び代表者印を押印し、収入印紙を添付の上、所定の期限までに返送してください。なお、承諾書をもって契約書に代えますので、提出までに複写しておいて下さい。

※決められた期日までに、同封している納付書により広告料を一括納付してください。



別記様式第3号（第8条関係）

木津川市コミュニティバスのバス停広告掲載承諾書

年 月 日

木津川市地域公共交通総合連携協議会会長 宛て

木津川市コミュニティバスのバス停への広告掲載について、木津川市コミュニティバスのバス停広告掲載実施要領に定める条件及び下記の内容について承諾します。

住 所

(所在地)

商 号

(名 称)

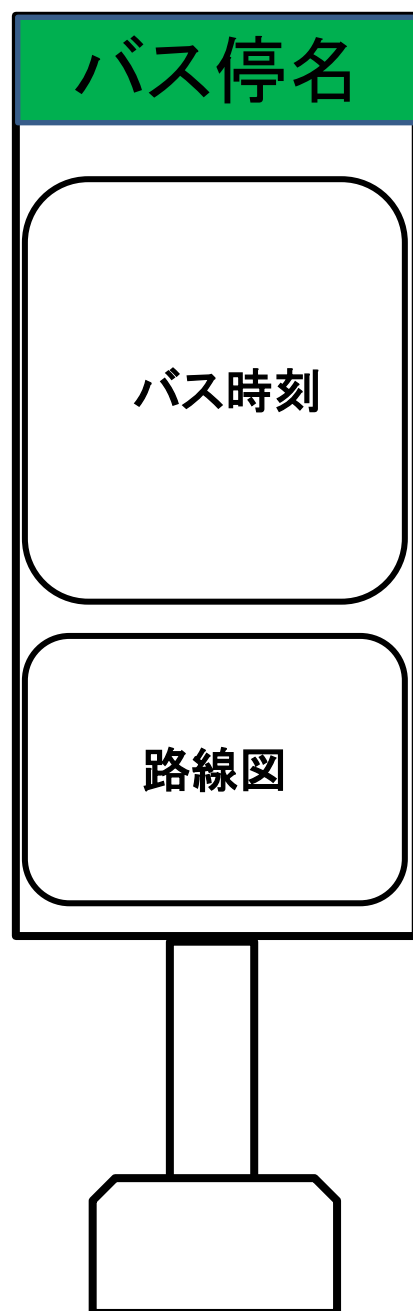
代表者名



掲載希望バス停	
希望するバス停名	
広告掲載期間	年 月 日 ~ 年 月 日
広告掲載料	円
広告料金納入期限	年 月 日
備 考	

広告掲載に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 承諾書及び広告掲載申請書における広告の内容等の記載は、事実と相違ありません。
- 2 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
- 3 木津川市地域公共交通総合連携協議会有料広告掲載要綱及び同基準並びに木津川市コミュニティバスのバス停広告掲載実施要領を遵守します。
- 4 木津川市有料広告掲載要綱第3条各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。
- 5 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負い、木津川市地域公共交通総合連携協議会に対して負担をかけません。



 木津川市コミュニティバス

木津川市役所 (○○○○前)
 Kizugawashiyakusyo ○○○○○ (ローマ字)

【本名称】 【副名称】

【備考】

- ・ネーミングライツでの命名箇所は赤字の副名称部分になります。
- ・バス停名は、企業・事業所・店舗の名称の後ろに、必ず「前」を付けることとします。
- ・路線図部分の名称については本名称のみとなります。
- ・上記はイメージですので、実際とは異なる場合がございます。また、名称の長さによって掲載位置等が変更になる可能性があります。

○他市町村 ネーミングライツ実施状況

市町村名	バス名称	掲載期間	掲載料	申請バス停数 (H30.9.13現在)	本名称・副名称	駅・公共施設の対応	バス停の条件・備考等
大和市 (神奈川県)	やまとんGO	最長3年間	年額120,000円	10事業所 12カ所	本名称	公共施設は除外。	<ul style="list-style-type: none"> 希望するバス停に近接している事業所、店舗等が応募対象。 名称の前に「前」を付与。(〇〇病院前) 車内アナウンス、路線図、時刻表等への名称記載も実施。 大きな企業がないため、営業にて募集。 路線が重複するバス停でも掲載料は一律。
富士宮市 (静岡県)	宮バス	最長1年間 (以後1年更新)	年額36,000～180,000円 (路線別・一基あたり)	45事業所 77カ所 平成29年度合計 686万円	本名称	駅・市役所等は除外。 公共事業所にはオーナーとして申請してもらっている。 (〇〇会館・プール等)	<ul style="list-style-type: none"> 車内アナウンス、路線図、時刻表等への名称記載も実施。 市HPにバス停オーナー専用ページの作成。 当該バス停が複数路線のバス停を兼ねる場合は、金額の高い路線の掲載料(協力金) 運転席の後ろにあるモニターで事業者の紹介・広告を実施している。(日本大学と協同でパワーポイント「みや版」を作成。) バス路線編成と同時にネーミングライツを実施。応募があった企業前に路線を編成。 命名権の継続がない場合でも、バス停を撤去することができない。路線編成時にネーミングライツを行ったため、新規事業者の参入が難しいなどの問題点がある。
加古川市 (兵庫県)	かこバス	2年間	運行便数によって料金変動 (年額) 35便以下 72,000円 36便以上～70便未満 108,000円 71便以上 144,000円 小型バス 30,000円	大型 73カ所中8カ所 小型 68カ所中6カ所	副名称 (本停名の下に括弧書きで記載)	公共施設等の除外規定はない。	<ul style="list-style-type: none"> 大型バスについては、車内アナウンスを実施。 希望するバス停に近接する事業所、施設所有者が対象。
須恵町 (福岡県糟屋郡)	須恵町コミュニティバス	3年間契約	年額120,000円	3カ所	副名称	市役所・駅等の公共施設は除外。	<ul style="list-style-type: none"> 車内アナウンス、路線図、時刻表等への名称記載も実施。
小松市 (石川県)	こまち こまちスマイル木場潟号	5年間	年額100,000円	4事業所 4カ所	本名称	市役所・駅等の公共施設は除外。	<ul style="list-style-type: none"> 希望するバス停に近接する事業所、施設所有者が対象。 バス停新設のときは初年度25万円 路線本数に関わらず1カ所(上下)につき年間10万円。(アナウンス費・バス停変更代を含む。)

基礎データ

収入

○年間収入

路線名	バス停基数	掲載料(収入合計)
きのつバス・かもバス当尾線	2基以上	120,000
きのつバス・かもバス当尾線	1基	100,000
その他路線	2基以上	60,000
その他路線	1基	40,000

支出

○初期費用(3年目以降に継続しない場合の変更費用も同様)

路線名	バス停基数	バス停変更費用	アナウンス変更費用	支出合計
きのつバス・かもバス当尾線	2基以上	40,000	45,000	85,000
きのつバス・かもバス当尾線	1基	20,000	45,000	65,000
その他路線	2基以上	40,000	0	40,000
その他路線	1基	20,000	0	20,000

◎ケース1

・3年目以降も同様の事業所等が継続してネーミングライツを行う場合

きのつバス・当尾線(2基以上)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
収入	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
支出	△ 85,000	0	0	0	0	0
差引	35,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
当初3年間		275,000円				

・当初3年間で275,000円の収入
 ・4年目からは変更費用がかからないため、年間120,000円の収入

きのつバス・当尾線(1基)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
収入	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
支出	△ 65,000	0	0	0	0	0
差引	35,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
当初3年間		235,000円				

・当初3年間で235,000円の収入
 ・4年目からは変更費用がかからないため、年間100,000円の収入

その他路線(2基以上)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
収入	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
支出	△ 40,000	0	0	0	0	0
差引	20,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
当初3年間		140,000円				

・当初3年間で140,000円の収入
 ・4年目からは変更費用がかからないため、年間60,000円の収入

その他路線(1基)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
収入	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
支出	△ 20,000	0	0	0	0	0
差引	20,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
当初3年間		100,000円				

・当初3年間で100,000円の収入
 ・4年目からは変更費用がかからないため、年間40,000円の収入

◎ケース2

・4年目以降のネーミングライツの継続がない場合

きのつバス・当尾線(2基以上)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
収入	120,000	120,000	120,000			
支出	△ 85,000	0	△ 85,000			
差引	35,000	120,000	35,000			
当初3年間		190,000円				

・3年間で190,000円の収入
 ・3年目にバス停名・アナウンスの変更費用が発生

きのつバス・当尾線(1基)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
収入	100,000	100,000	100,000			
支出	△ 65,000	0	△ 65,000			
差引	35,000	100,000	35,000			
当初3年間		170,000円				

・3年間で170,000円の収入
 ・3年目にバス停名・アナウンスの変更費用が発生

その他路線(2基以上)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
収入	60,000	60,000	60,000			
支出	△ 40,000	0	△ 40,000			
差引	20,000	60,000	20,000			
当初3年間		100,000円				

・3年間で100,000円の収入
 ・3年目にバス停名の変更費用が発生

その他路線(1基)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
収入	40,000	40,000	40,000			
支出	△ 20,000	0	△ 20,000			
差引	20,000	40,000	20,000			
当初3年間		80,000円				

・3年間で80,000円の収入
 ・3年目にバス停名の変更費用が発生